

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和5年1月27日（金）

開会 13時30分

閉会 14時39分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘

次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、

次長（育成支援・社会教育担当）中川実、次長（研修担当）水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆

教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司

学校経理・施設課 課長 太田和恵、課長補佐兼班長 雲匡司

教職員課 課長 野口慎次、班長 水谷匡利、班長 松島克幸、

班長 若宮一哉、主査 鈴木良典

特別支援教育課 課長 早津俊一、課長補佐兼班長 遠藤純子、

特別支援学校整備推進監 伊藤敦子

保健体育課 課長補佐兼班長 横山勝規

社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、副参事兼班長 伊藤裕偉、

主幹 増井郁美

研修推進課 課長 徳岡毅也、班長 田口万紀

文化振興課 課長 川口晃

5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願 19	部活動への参加のあり方を書面で確認することを求める請願について	不採択
請願 20	部活動の実績を垂れ幕等で広報に用いないことを求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第57号 三重県指定文化財の指定について	原案可決
議案第58号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	原案可決
議案第59号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第60号 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第61号 令和5年度三重県一般会計予算（教育委員会関係）について	原案可決
議案第62号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第10号）（教育委員会関係）について	原案可決
議案第63号 損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決

7 報告題件名

報告1	議会の議決すべき事件以外の契約等について
報告2	令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

8 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（1月11日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

栗須委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第58号から議案第63号は県議会提出前であるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願を審議し、公開の報告1から2の報告を受けた後、公開の議案第57号を審議し、非公開の議案第58号から議案第63号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

請願19 部活動への参加のあり方を書面で確認することを求める請願について（公開）
（中川育成支援・社会教育担当次長説明）

請願19 部活動への参加のあり方を書面で確認することを求める請願について
請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年1月27日提出 三重県教育委員会教育長

まずは2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しでございます。請願者は先ほど紹介のあったとおりになります。

「1 請願の要旨」ですが、部活動への参加のあり方、「勝つことを目指したい」「楽しむことを目的とした活動をしたい」あるいは「大会に出場する・しない」等について、書面で定期的に部員に確認するとともに、その意思を反映させた部活動運営を行うことを求めています。

「2 請願の理由」ですが、4行目の後半になりますが、部活動にどう参加していくかということは生徒自身が決めることです。実際には部活動指導に精を出す顧問自身が、自分の価値観に合うような部の運営を行っている場合が珍しくありません。

一番最後から3行目のところになりますが、部活動に対してどのように関わっていきたいのかという意味確認を書面で定期的に行うことが必要であると考えます。また、その思いを尊重した部活動運営が実際に行われるようにしていただきたいというのが請願の理由になります。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表でございます。一番右の教育長の意見ですが、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、生徒は入部時に、当該部活動の活動方針や練習内容等を理解したうえで入部しています。

また、県部活動ガイドラインでは「指導者は、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部の活動計画等を設定すること」が示されており、ミーティングや保護者会などにおいて説明しているところでございます。

以上のことから、本請願を不採択といたしたいと思っております。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願19はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

請願20 部活動の実績を垂れ幕等で広報に用いないことを求める請願について（公開）

（中川育成支援・社会教育担当次長説明）

請願20 部活動の実績を垂れ幕等で広報に用いないことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年1月27日提出 三重県教育委員会教育長

2ページをご覧ください。請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」ですが、部活動の実績を垂れ幕や横断幕を用いて、広報に用いないことを求めています。

「2 請願の理由」ですが、1行目から、各学校では部活動の実績について、場合によっては個人名を含めながら「〇〇部インターハイ出場」のように、垂れ幕や横断幕を用いて広報しています。そもそもこのような広報を行うこと自体が不必要なのではないでしょうか。最後になりますが、このような広報のあり方は不適切であると考えますと記載されております。

1ページにお戻りください。請願文書表でございます。右の教育長の意見です。各学校が部活動の実績を垂れ幕等で広報することは、各学校の方針で実施しているものであり、不適切な広報とは考えておりません。

以上のことから、本請願は不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願20はいかがでしょうか。

富樫委員

2点お伺いしたいんですけども、私も個人名が載っている垂れ幕を見たことがあるんですけども、これに関しては一応了承といいますか同意が取れてるということでしょうか。

中川次長

例えばですね、インターハイで優勝したり国体で優勝すると、当然本人の確認もそうなんですけど、その前に報道機関等で十分報道もされてインターネットに載っておるということもございますので、そういったことも十分考えておりますし、学校としては当然必要なこととして、させていただいております。

富樫委員

もう1点、この請願の中に「例えば塾や予備校がしている〇〇大学〇名合格のようなこと」という一文があるんですけども、県立高校でも進路実績等で〇〇大学に〇名合格っていうのを各高校でされてますよね。

井ノ口次長

今はそのような何名というような掲示をするようなところは。

富樫委員

掲示というか何かPDFで、私も子どもたちが受験した時に。

井ノ口次長

学校要覧とかそのような冊子の中の。

富樫委員

各学校の進路実績のところ、今年度国立大の〇〇大学に〇名と一覧が出てるんですけど、あれは問題になるんですか。

井ノ口次長

その中学生であるとか、これからその学校に入ろうとしてる生徒・保護者の方々が、そのことを非常に必要な情報として考えておりますので、不適切であるとは考えておりません。

富樫委員

どこの高校もやってることなので、特に問題はないのかなという。高校の広報として用いてるっていうのは。

井ノ口次長

広報というか実績ですので、学校の状況をお伝えして、適切に進路決定にも活かしてもらいたいというふうに考えております。

富樫委員

分かりました。かなり先入観が多いといいますか、先ほどのやつも自分の思いで部活をしてるとかそういうような内容が多いもんですから、確認させていただきました。

大森委員

教育長の意見のところの2行目の「各学校の方針で実施している」のこの方針というのは、何を指しているのか。例えば、私なんかは横断幕とかそういうのは、ある意味子どもたちにとって、悔しさを感じる子もいるかも知れんけど、逆にあれを見て頑張ろうという子もいたりして、教育効果があると思うんですよ。うちの大学なんかでも、就職

どこ決まったっていうのをホームページで出すと、3年生なんかはあれに出たいから頑張ると言う子もおおくらいなので。ここの方針というのはそういう教育効果なのか、さっき言われた広報効果なのか、この方針というのをもうちょっと文言を加えられた方が分かりやすいのかなど。いつも言いますけど、読み手がちょっと勘違いしてまた違う請願が来るんじゃないかなと思うんですが。教育効果を考えて実施しているとか、そういうことかなと思うんですけど、ちょっと曖昧やなと思ったんですけどどうですか。

中川次長

特にその書き物で何かがあるということは確認してないんですけども、各学校でそういう実績といたしますか、部活動で頑張ったというところの成果に対する評価といたしますか、励ましというかそういうことを目的にしてるといふふうには聞いておるんですが。

大森委員

なので、それやったら教育方針という言葉を入れといた方が良くないかなと思ったんですけど。方針もさっき言ったように色々な観点があるので、この方針を読み間違えられるとまた違うと言われるかなと思ったんですけど。

中川次長

分かりました。相手さんにこれを報告というか出させていただく時に、少しこのところを整理して提示をさせていただくということによろしいでしょうか。

大森委員

ご検討いただければと思います。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・報告事項

報告1 議会の議決すべき事件以外の契約等について（公開）

（徳岡研修推進課長）

報告1 議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等について、別紙のとおり令和5年三重県議会定例会2月定例会に報告するので、報告する。

令和5年1月27日提出 三重県教育委員会事務局研修推進課長

ページの方おめぐりください。議会の議決すべき事件以外の契約等について、議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例（平成13年三重県条例第48号）第2条の規定により報告する。三重県知事。

1（2）県が借借人となる予定価格7千万円以上の貸借の契約の変更（第2条第1項第1号関係）。所管部名、教育委員会。契約の名称、コンピュータネットワーク総合研修システムの貸借契約。履行の場所、三重県総合教育センターほか。契約の金額、変更

前1億6,343万4,744円。変更後1億6,334万2,498円。変更に伴う増減額、9万2,246円の減になります。契約の方法、随意契約。契約の相手方の住所及び氏名、愛知県名古屋市中村区名駅三丁目25番3号FLCS株式会社中部支店、支店長 相良長典。変更契約締結の年月日、令和4年12月26日。契約期間、令和4年7月15日から令和10年10月31日。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について（公開）

（野口教職員課長）

報告2 令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年1月27日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

次のページをお願いします。令和4年12月11日に実施しました令和5年度実習助手採用選考試験と、自立活動教員採用選考試験及び12月18日に実施しました育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について、報告をいたします。

募集したこれらの職について、別紙のとおり申込みがありまして、1ページの実習助手については7名を、それから2ページにあります自立活動教員、これは特別支援学校の医療的ケアなどを行う教員ですが、これについては計2名を、それから3ページにあります任期付講師等については、合格者数のところにあります、11名を合格としました。

1月19日に受験者へ合否結果を郵送し、合格者の受験番号を県庁玄関の掲示板に掲示するとともに、三重県職員採用のWebサイトにも掲載したところです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

富樫委員

満たせていないということですかね。

野口課長

そうです。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第57号 三重県指定文化財の指定について（公開）

（天野社会教育・文化財保護課長説明）

議案第57号 三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。

令和5年1月27日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第5条第1項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめくりください。今回新たに規定する指定文化財の案は以下の2件でございます。まず1件目が、有形文化財建造物で黒瀧神社本殿 附 棟札等です。員数は1棟、附22枚。所在地は松阪市飯高町森129。所有者は宗教法人黒瀧神社です。

もう1件が同じく有形文化財の彫刻。木造十一面観音立像 附 木造雨宝童子立像・木造難陀龍王立像。員数が1軀、附2軀。所在地が松阪市下七見町118。所有者は安養院です。

2ページには提案理由でも申しあげました県指定とすること、協議会の議決を要する根拠規定を掲載してございます。

では、3ページ以降でそれぞれの文化財の概要等をご説明させていただきます。まず、黒瀧神社本殿ですけれども、中段の文化財の概要のところをご覧ください。黒瀧神社は、櫛田川上流左岸の松阪市飯高町森にある神社である。

その下の建造物の形式や特徴をお願いいたします。本殿は三間社流造で、屋根は檜皮葺であったが、昭和中期に銅板葺に変更された。全体に彫刻や極彩色の彩色が施されている。10ページにですね、白黒で分かりにくいんですけども、建造物の写真を付けさせていただきました。極彩色が施されております。

もう一度、5ページの中段辺りの三重県内での位置付けと評価のところをご覧ください。県内では、江戸時代前期以前の神社本殿建築は少なく、地域も限られている。2段落飛ばしまして、また、主要な細部意匠、加工は優秀で保存状態もよく、建立以来、各時期における関係者が維持管理に注意を払ってきたことが推察できる。建立時期も明確であり、この地域における数少ない江戸時代前期の神社本殿として貴重である。

これらのことから、指定するのに相応しいと判断しております。

では、もう1件につきましては16ページをご覧ください。木造十一面観音立像と雨宝童子立像でございます。

文化財の概要です。木造十一面観音立像は松阪市下七見町にある曹洞宗安養院の本尊で、木造雨宝童子立像・木造難陀龍王立像はその脇侍である。

次の段落をお願いします。木造十一面観音立像は、鎌倉時代後期の優れた出来栄を示す等身大の像で、方座上に立って錫杖を執る、いわゆる長谷寺式の姿を取る。その下の行ですが、また、木造雨宝童子立像・木造難陀龍王立像は江戸時代の作で、長谷寺式十一面観音の三尊を構成する脇侍であることから、本尊とともに中世以来の長谷寺の十一面観音信仰と伊勢地域での展開を示す点で重要である。

写真が21ページに木造十一面観音立像、それから22ページに脇侍像2像を付けさせていただいております。

では、20ページをご覧ください。評価のところの2行目なのですが、伊勢地域における長谷寺式十一面観音信仰の展開を考える上においても、美術史・宗教史・地域史上に重要な作と考えられる。また、長谷寺式十一面観音の三尊を構成する両脇侍像も、中世以来の長谷寺の十一面観音信仰が、遅くとも近世に当地へと受容されたことを示す点で評価が高い。

これらのことから、指定にふさわしいと判断しております。以上です。

【質疑】

教育長

議案第57号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第58号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案（非公開）

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第59号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第60号 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案（非公開）

早津特別支援教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案

を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第61号 令和5年度三重県一般会計予算（教育委員会関係）について（非公開）

石井教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第62号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第10号）（教育委員会関係）について（非公開）

石井教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第63号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）

太田学校経理・施設課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言